

令和5年9月7日招集

令和5年第6回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 73 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 2 号)……………	73
議案第 74 号	専決処分について〔令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 4 号)〕……………	74
議案第 75 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について……………	75
議案第 76 号	琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	76
議案第 77 号	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 について……………	77
議案第 78 号	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について……………	78
議案第 79 号	琴浦町公共下水道条例の一部改正について……………	79
議案第 80 号	令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 5 号)……………	別冊
議案第 81 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 82 号	令和 5 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 83 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 84 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 85 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 86 号	令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 87 号	令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊

議案第 88 号	令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 89 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 90 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 91 号	令和 4 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	91
議案第 92 号	令和 4 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	92
議案第 93 号	令和 4 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	93
議案第 94 号	令和 4 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	94
議案第 95 号	令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
議案第 96 号	令和 4 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	96
議案第 97 号	令和 4 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	97
議案第 98 号	令和 4 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	98
議案第 99 号	令和 4 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	99
議案第 100 号	令和 4 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	100
議案第 101 号	令和 4 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	101
議案第 102 号	令和 4 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	102
議案第 103 号	令和 4 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	103
議案第 104 号	令和 4 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
議案第 105 号	令和 4 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	105

議案第 106 号	令和 4 年度琴浦町水道事業会計決算認定について	106
議案第 107 号	令和 4 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について	107
議案第 108 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について	108
議案第 109 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について	109
議案第 110 号	財産の無償譲渡について	110

議案第75号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 特定教育・保育施設 <u>法第27条第1項</u>に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(20)～(27) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 特定教育・保育施設 <u>法第27第1項</u>に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(20)～(27) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込</p>

決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 略

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア)及び(イ) 略

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 略

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア)及び(イ) 略

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、

当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定

当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号

子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項

イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」

第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場

とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数

合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により、決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する

む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により、決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・

理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する

保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する

場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

(琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項及び第2項の規定に基づ</p>

保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(準用)

第48条 略

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

き、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(準用)

第48条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 853 474 943">附 則 (職員の経過措置)</p> <p data-bbox="217 965 775 1339">1 略</p> <p data-bbox="217 1016 775 1339">2 <u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの<u>(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>	<p data-bbox="837 853 1067 943">附 則 (職員の経過措置)</p> <p data-bbox="810 965 1369 1290">1 略</p> <p data-bbox="810 1016 1369 1290">2 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの<u>(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
2 教育委員会	<u>琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>		2 教育委員会	琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	
3 町長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの				
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報

<p>1 町長</p>	<p>琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則に定めるもの</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施又は別表第1の3の項に掲げる事務若しくは就労自立給付金の支給に</p>	<p>1 町長</p>	<p>琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則に定めるもの</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報</p>
-------------	--	--	-------------	--	---

		<p>関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>			<p>(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 町長	別表第1の3の項に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報			

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、生

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	琴浦町就学援助費支給に関する要	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、生

	による 就学の 援助に 関する 事務で あつて 規則で 定める もの		活保護 関係情 報、中国 残留邦 人等支 援給付 等関係 情報又 は児童 扶養手 当法(昭 和36年 法律第2 38号)に よる児 童扶養 手当の 支給に 関する 情報で あつて 規則で 定める もの		綱によ る就学 の援助 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの		活保護 関係情 報、中国 残留邦 人等支 援給付 等関係 情報又 は児童 扶養手 当法(昭 和36年 法律第2 38号)に よる児 童扶養 手当の 支給に 関する 情報で あつて 規則で 定める もの
--	--	--	---	--	---	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

琴浦町特別医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号及び第5号に掲げる者にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額</p> <p>(4) <u>別表第6号に掲げる者にあつては、医療費の全額</u></p> <p>(一部負担金の支払方法)</p> <p>第6条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等(第3条第2項第1号及び第4号に規定する者を除く。)は、療養又は医療を受ける際、それぞれ第4条に規定する一部負担金に相当する額を医療機関等(前条第1項に規定する保険薬局を除く。)に支払わなければならない。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び父子</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号から第6号までに掲げる者にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額</p> <p>(一部負担金の支払方法)</p> <p>第6条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等(第3条第2項第1号に規定する者を除く。)は、療養又は医療を受ける際、それぞれ第4条に規定する一部負担金に相当する額を医療機関等(前条第1項に規定する保険薬局を除く。)に支払わなければならない。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び父子</p>

並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養している者のうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)

(6) 児童

(備考) 略

並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養している者のうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(備考) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の琴浦町特別医療費助成条例の規定は、施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第79号

琴浦町公共下水道条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町公共下水道条例の一部を改正する条例

琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 <u>使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第4に定めるところにより算出した基本料金と超過料金との合計額とする。</u></p> <p>2 <u>排除汚水量の認定日については、琴浦町水道給水条例(平成16年琴浦町条例第187号)第27条に規定する日とする。ただし、町長が必要と認めたとき又はやむを得ない理由があるときは認定日以外の日に認定することができる。</u></p> <p>3 <u>排除汚水量は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>水道水(琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)第1条に規定する水道事業に基づく生活用水その他の浄水をいう。以下同じ。)を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 <u>一般家庭の使用料の額は、町長が認定する世帯及び世帯員につき、基本料金と世帯員割との合計額とし、別表第4に定めるところにより算出した合計額とする。</u></p> <p>2 <u>世帯員の確認は住民基本台帳等によるものとし、その基準日は毎使用月の末日とする。ただし、住民登録者で長期不在等の場合は、その旨を町長に届け出て承認したときはこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>一般家庭以外の使用料の額は、基本料金と従量割との合計額とし、別表第5に定めるところにより算出した合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</u></p>

合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2)及び(3) 略

(4) 町長は、前号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に排除汚水量を計測するための装置（以下「計測装置」という。）を取り付けるものとする。

4 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

(計測装置の設置)

第16条の2 町長は、水道水以外を使用している使用者について特に必要があると認める場合には、使用水量の測定のため計測装置を設置し、これを使用者に貸与することができる。ただし、新たに公共

(2)及び(3) 略

(4) 町長は、前項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のため装置を取り付けることができる。なお、当該使用者は、最善の注意をもって装置を管理しその装置をき損し、又は亡失したときは、町にその損害を賠償しなければならない。

4 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、次のとおりとする。

(1) 一般家庭において、月の16日以後に使用を開始したとき、又は15日以前に使用を中止したときは、使用期のうちその月の使用料は所定額の2分の1とする。

(2) 一般家庭以外

ア 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1

イ 使用水量が基本水量の2分の1を超え基本水量以下のときは、基本料金

ウ 使用水量が基本水量を超えるときは、基本料金と超過料金

下水道を使用するために計測装置の設置が必要な場合は、使用者の負担により計測装置を設置しなければならない。

2 前項前段の規定により、計測装置の貸与を受けた使用者は、最善の注意をもって計測装置を管理しなければならない。
この場合において使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第4(第16条関係)

使用料区分	排除汚水量	使用料
基本料金	10m ³ まで	2,200円
超過料金	10m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	165円

別表第4(第16条関係)

使用料(1箇月当たり)[一般家庭]	
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)
2,200円	550円

別表第5(第16条関係)

使用料(1箇月当たり)[一般家庭以外]	
基本料金(10m ³ まで)	従量割[超過分](1m ³ につき)
2,200円	165円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年2月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第3条 琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例(平成16年琴浦町条例第154号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料の徴収については、琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号。<u>以下「公共下水道条例」という。</u>)<u>第15条第2項から第4項までの規定を</u>準用する。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 使用料の算定については、公共下水道条例第16条及び<u>第16条の2</u>の規定を準用する。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料の徴収については、琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)第15条第2項、<u>第3項及び第4項</u>の規定を準用する。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 使用料の算定については、公共下水道条例第16条の規定を準用する。</p>

(経過措置)

第4条 改正後の琴浦町公共下水道条例の規定及び前条の規定による改正後の琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の規定は、令和6年3月1日以後に算定する使用料について適用し、施行日から令和6年2月29日までの間に算定する使用料については、なお従前の例による。

議案第91号

令和4年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度琴浦町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第92号

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第93号

令和4年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、
監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第94号

令和4年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意
見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第95号

令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第96号

令和4年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第97号

令和4年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第98号

令和4年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第99号

令和4年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第100号

令和4年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第101号

令和4年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第102号

令和4年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第103号

令和4年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第104号

令和4年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第105号

令和4年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和4年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第106号

令和4年度琴浦町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和4年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第107号

令和4年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度琴浦町水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,274,268,838	301,548,221	240,648,924
議会の議決による処分	0	0	△194,070,133
建設改良積立金の積立	0	0	△194,070,133
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,274,268,838	301,548,221	(繰越利益剰余金) 46,578,791

議案第108号

令和4年度琴浦町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和4年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第109号

令和4年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度琴浦町下水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年度琴浦町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,015,931,351	349,087,466	21,157,039
議会の議決による処分	0	0	△21,157,039
建設改良積立金の積立	0	0	△21,157,039
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,015,931,351	349,087,466	（繰越利益剰余金） 0

議案第110号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1. 財産の内容

区分	所在	地目	地積（㎡）	備考
土地	琴浦町大字下伊勢字犬加美554番1	宅地	293.41	集会所用地

区分	所在	種類及び構造	面積（㎡）
建物	琴浦町大字下伊勢字犬加美554番1	集会所 1棟 木造かわらぶき屋根 1階建	169.29

2. 相手方

琴浦町大字下伊勢554番地1

下伊勢西自治区大区長 澤田 陽子

3. 理由

上記財産は、昭和40年より下伊勢西自治区が集会所として適切な管理を行っており、下伊勢西自治区は令和5年5月9日に認可地縁団体として認可済みである。

自治活動の一層の活性化を図るため、集会所及び集会所用地を無償で譲渡するものである。

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志